

援における着眼点や事例等を盛り込み、虐待対応の参考となる「子ども虐待対応の手引き」（通知）や、「児童相談所運営指針」（通知）を改正した。

さらに、平成26年には、児童虐待問題における深刻な状況を踏まえ、8月に関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、同年12月の同会議においては、居住実態が把握できない児童への関係省庁で連携して行う新たな取組と併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、以下の5項目を柱として取りまとめられた。

- I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方
- II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
- III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
- V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

(11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号86】

児童虐待による死亡事例等について、平成16年より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策を提言として、毎年取りまとめている。

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号87】

ア 法務省においては、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を

実施している（刑事施設においては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成19年6月からは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）の施行に伴い、18年5月から、必要な者に対し同教育を義務付けて実施している。）。また、同教育の充実を図るため、18年度以降は、犯罪被害者等や支援団体から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するとともに、23年度は、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に係る関係者等を構成員として「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催した。検討会の結果を受けて、ゲストスピーカーの協力を得つつ、同教育の充実を図ることとしている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止等にかきされることが期待できる。

【施策番号88】

イ 法務省においては、性犯罪事犯者、ストーカー事犯者等の保護観察対象者に対しては、事案に応じた、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置が執られることを前提とし、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定していることに加えて、性犯罪者など、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項を設定し、これを守るよう指導監督している。また、事案に応じた、感謝の措置や被害弁償に努めることなどの生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行（平成19年12月）後は、仮釈放者及び

少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号89】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対して、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。
- 〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対し

て、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。

- 〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

【施策番号90】

エ P23「4 家庭教育支援チーム」参照

家庭教育支援チームによる親子参加行事



提供：文部科学省

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号91】

ア 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。

特に、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会、支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警察官や部外有識者による講演会、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布等を実施している。また、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領につい

ての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。

【施策番号92】

イ 法務省においては、矯正施設・更生保護官署における研修の充実を図っている（P76【施策番号140】参照）。

法務省においては、検察官、検察事務官、被害者支援員に対する研修の中で、犯罪被害者支援等をテーマにした講義を実施しているほか、検察官に市民感覚を学ばせるために実施している公益的活動を行う民間団体及び民間企業に検察官を派遣する制度を活用し、検察官を被害者支援団体等に派遣したり、検察幹部が参加する各種会議等において犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応に努めるよう指示するなどし、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号93】

ウ 上記【施策番号92】参照